

建建監 第 11 号

令和7年 8月 7日

京都府建設業協会京都支部 様

京 都 市 建 設 局 長 田 中 伸 弥

(担当 建設企画部監理検査課)

土木請負工事監督・検査諸規程の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

土木請負工事監督・検査諸規程（以下「諸規程」という。）は、土木請負工事の監督・検査に必要な事項を定め、もって工事の適正な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的として、現在令和6年8月に改定された諸規程で運用しています。

この度、令和7年8月に別紙のとおり、諸規程（土木請負工事監督・検査要綱、工事関係書類の様式等）を改定しました。当初設計書の基準適用年月が令和7年8月の工事から適用（要綱第8条（検査職員となるべき職員）は、令和7年9月以降に検査を実施する工事から適用）しますので、お知らせ致します。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

土木請負工事監督・検査諸規程の主な改定概要について

1 改定概要

(1) 土木請負工事監督・検査要綱の改定

ア (監督職員の業務) 第4条2

語句修正

現場を確認するものとする。 → 設計図書(変更、追加指示含む)に示される、必要な
工事目的物が完成していることを確認するものとする。

イ (検査職員となるべき職員) 第8条

各所属長が検査を行う工事について、「単純な維持工事(除草(伐木含む)、浚渫、清掃)
の検査」を追加する。

補足：単純な維持工事(除草(伐木含む)、浚渫、清掃)とは、直接工事費に占める割合が
70%以上の工事で、かつ最終請負金額におけるコンクリートや舗装等の構造物が
500万円以下の工事とする。

ウ (工場等派遣中間検査の手続き) 第14条 1(9)、(10)、4

工場等派遣中間検査復命書(様式65)は、事務処理上(服務規程)の内容であるため、こ
の要綱から除外し、「京都市職員服務規程」第9条の内容である説明を追加する。

(2) 現場中間検査実施要領

ア 第3項、4項の(部分払)、(部分引渡し)の説明を追加する。

修正

3 実施回数は1回以上とし、その工事の重要度に応じて監督職員が決定する。
~~なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。~~ → 4項へ

追加

4 既済部分検査(部分払)は、現場中間検査と同時に行うことができる。
また、既済部分検査(部分引渡し)については、監理検査課と協議し、現
場中間検査の扱いとすることができる。

補足：第4項の既済部分検査(部分引渡し)については、中間検査申請書を不要とし
ます。(下記(6)イ関連)

(3) 検査及び成績採点の要領

ア 「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」について

評価項目及び確認項目が同一であり、対象の有無、評価の有無が判定できれば、様式の詳
細な違いは問わないことを追加する。

(4) 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

ア 評価対象のチェックボックスを一部の項目で対象、評価に分けている。

イ 別紙3(検査職員)に公園に関する工事に対応する工種「公園施設整備工事」を追加する。

(5) 工事関係書類の様式改定

- ア (様式65)工場等派遣中間検査復命書を除外する。(上記1(1)ウ関連)
- イ (様式67)既済部分検査調書を改定する。(上記1(2)ア関連)
- ウ 週休2日工事の取扱い変更等により、完成検査結果通知書(様式71)を改定する。

(6) 完成検査に必要な工事関係書類一覧表の改定

- ア 提出書類の種別「電子」「紙」の選択欄を追加
- イ 1(2)アの改正により、「現場中間検査及び既済部分検査(部分引渡し)を兼ねた場合の工事関係書類一覧表」を廃止する。
- ウ 電子検査の場合、紙媒体の「代表写真帳」提出を不要とするため、注記を削除する。
- エ 共通仕様書の改定に伴う根拠項目番号の改定

2 適 用

当初設計書の基準適用年月が令和7年8月の工事から適用します。

なお、1(1)イの内容は、令和7年9月以降に検査を実施する工事から適用します。

※ ホームページでの閲覧及びダウンロード

この土木請負工事監督・検査諸規程は、京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードしてください。

京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>監督・検査>土木工事の仕様書、様式等
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>